

平成 23 年度
包括外部監査の結果報告書
概要版

テーマ : 盛岡市における高齢者福祉事業 及び
介護保険事業に係る事務の執行等について

盛岡市包括外部監査人

公認会計士

花館 達

第1. 包括外部監査の概要

I.	監査の種類	1
II.	選定した特定の事件（テーマ）	1
III.	監査の対象年度	1
IV.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
V.	監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	
1.	監査の視点	1
2.	主な監査手続	2
VI.	包括外部監査人及び補助者	
1.	包括外部監査人	2
2.	補助者	2
VII.	利害関係	2

第2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

I.	監査結果の総括	3
II.	介護保険総務事務及び介護保険給付事務の執行について	
1.	実施した監査手続	3
2.	監査結果	5
III.	介護保険料の徴収事務の執行について	
1.	実施した監査手続	6
2.	監査結果	7
3.	監査結果に添える意見	8
IV.	地域支援事業の実施状況について	
1.	実施した監査手続	8
2.	監査結果	9
3.	監査結果に添える意見	10
V.	介護保険給付サービス以外の高齢者福祉の概要について	
1.	実施した監査手続	11
2.	監査結果	11
3.	監査結果に添える意見	11
VI.	指定管理者の選定及び監督状況について	
1.	実施した監査手続	12
2.	監査結果	12
3.	監査結果に添える意見	13

VII.	高齢者福祉事業に係る外注契約（委託契約）について	
1.	実施した監査手続	15
2.	監査結果	15
3.	監査結果に添える意見	15
VIII.	高齢者福祉施設内の資産管理について	
1.	実施した監査手続	15
2.	監査結果	16
3.	監査結果に添える意見	17
IX.	指導監査、実地指導等の実施状況について	
1.	実施した監査手続	17
2.	監査結果	17
3.	監査結果に添える意見	18
X.	高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る基金について	
1.	実施した監査手続	19
2.	監査結果	19
X I.	盛岡市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について	
1.	実施した監査手続	19
2.	監査結果	19

第1. 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について

III. 監査の対象年度

平成22年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

但し、必要があると判断した場合には、平成21年度以前に遡り、また、一部平成23年度についても対象とした。

IV. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

わが国での少子高齢化が進行する中、市は平成12年度16.0%、平成22年度21.0%であった高齢化率（市の総人口に占める65歳以上の人口の割合）が、平成26年には23.9%にのぼり、その後も高齢化率の上昇が継続的になるものと想定している。そうした状況を踏まえ市は、「高齢社会に適応した高齢者福祉の充実」を施策として、「高齢者の社会参加の促進」「高齢者福祉サービスの充実」を基本事業とする計画を進行中である。具体的には、諸般の状況を反映して毎年度更新・見直しを行っている盛岡市総合計画実施計画に「生きがい活動推進事業」「介護保険事業」を主要事業とした平成20年度から22年度にかけての施策が掲げられており、さらに平成23年度から25年度にかけての同計画において、それらが引き続き主要事業とされている。しかし、市が実施した平成22年度の市民アンケートによると、高齢者福祉の充実については、「満足度が低く、水準の向上が期待される」と評価されている。

一方、市の財政状況は厳しい状況にある。限られた予算の中でより高度なレベルでの高齢者福祉の充実を図っていくには、適切な事業計画の策定とそれに基づく効率的な事業運営が必要であると考えられる。

このような状況から、高齢者福祉事業及び介護保険事業の事務の執行等について監査対象とすることが必要であると判断した。

V. 監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

1. 監査の視点

高齢者福祉事業及び介護保険事業が、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるように運営され、事務の執行組織及び運営が合理的であるか、という視点から監査した。また、高齢者福祉事業及び介護保険事業が、「盛岡市総合計画」基本構想に従っ

て運営されているか、という視点から監査した。

高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等に関する主な監査要点は次のとおりである。

- (1) 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているか
- (2) 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているか
- (3) 盛岡市の高齢化の現状と今後の高齢化の進展の調査・分析が行われ、その結果を踏まえた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定され、実施されているか
- (4) 事務の執行が合理的と考えられる方法によって適切に行われているか

2. 主な監査手続

- (1) 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の関連書類一式の閲覧等を実施し、合规性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- (2) 経済性・効率性等の検証のために、高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、ヒアリング及び調査・分析等を行った。
- (3) 必要と考えた施設の現場視察を行った。

VI. 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

公認会計士 花館 達

2. 補助者

公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 新井田 信也

公認会計士 林 謙志

VII. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見

I. 監査結果の総括

「II. 介護保険総務事務及び介護保険給付事務の執行について」以下の報告事項は、監査手続の結果、法令及び条例・規則等への準拠性、事務の執行等の適切性、経済性・効率性及び有効性の観点から改善を要すると判断した事項を「監査結果」の「(指摘事項)」として、また、直ちに改善を要するものではないが、事務の執行等の経済性・効率性及び有効性の更なる向上の可能性の有無を確かめるために検討を加えることが有意義であると考えた事項を「監査結果に添える意見」の「(意見事項)」として、それぞれ連番を付して記載している。なお、「監査結果」には監査手続の結果、問題点がなかったことを確認した事項も記載している。

監査の結果、市の事務の執行上、法令及び条例・規則等への違反や、著しく適切さを欠く事項は認められず、事務執行等は総体的に良好であると判断する。ただし、適切性等の観点から特記すべき事項として、介護保険料の普通徴収収納率の低下に対する方策の検討(指摘事項1)等は早急な対処が必要である。

監査手続の結果を総括すると、以下のとおりである。

1. 「指摘事項」は18事項ある。「指摘事項」を受けた措置により、事務の執行等の適切化、経済性・効率性及び有効性の向上が図られると考えられ、改善を要する。
2. 「意見事項」は13事項ある。「意見事項」の検討により、事務の執行等の適切性、経済性・効率性及び有効性の向上を図る可能性があると考えられ、検討が望まれる。

II. 介護保険総務事務及び介護保険給付事務の執行について

1. 実施した監査手続

(1) 介護保険総務事務の執行について

① 介護保険事務の電算処理業務委託に係る支払事務について

電算処理業務委託、介護保険システム整備委託、及び被保険者証券発行事務委託について、契約書の内容を確認するとともに平成22年12月分のそれら業務委託に係る請求書を閲覧し、請求の内容が契約内容に合致しているか、支払事務の適切性について確認した。

② 要介護認定業務委託に係る支払事務について

要介護認定調査業務に係る委託料、介護認定審査会委員への委員報酬及び主治医意見書に対する作成料につき、契約書及び請求書、条例ないし事務連絡の内容を確認し、平成22

年分の支払額が契約書・請求書、条例ないし事務連絡の内容に定められた事項に合致しているか、支払事務の適切性について確認した。また、一次判定に係る要介護認定調査業務の委託料単価が圏域のものとの比較で妥当な水準にあるか、検討した。

③要介護認定における一次判定と二次判定の結果の確認について

平成 22 年度の要介護認定につき、認定調査票と主治医意見書を元に、全国共通の厚生労働省仕様認定ソフトにより行った一次判定及び介護認定審査会による二次判定の結果の審査判定件数の状況を元に、認定業務が漏れなく行われているか、両判定の結果の相違がどのような状況にあったか、確認した。

④介護予防計画の立案業務委託に係る支払事務について

介護予防計画の立案業務委託に係る契約書の内容を確認するとともに、平成 22 年分の業務委託に係る請求書を閲覧し、請求の内容が契約内容に合致しているか、支払事務の適切性について確認した。

⑤介護保険に係る趣旨普及事務について

介護保険制度の趣旨普及活動のためのパンフレット等の印刷について、印刷部数、配布方法等を市担当者に質問し、普及活動事務が有効かつ効率的に行われていえるか、確認した。

⑥介護予防サービス給付費（現物給付）に係る支払事務について

要支援者が指定居宅介護予防サービスや指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合の給付費について、岩手県国民健康保険団体連合会への支払事務の適切性について、支出決裁文書、支出命令書、及び同団体連合会からの介護給付費等の連絡文書を閲覧し、支払事務の適切性について確認した。

⑦サービス事業者からの保険給付費の請求確認業務委託に係る支払事務について

介護サービス業者が要支援者に対し介護サービスの現物給付を行った場合の給付費の請求確認事務について、その業務委託先である岩手県国民健康保険団体連合会への審査手数料の支払事務の適切性について、支出決裁文書、支出命令書、及び同団体連合会からの介護給付費等の連絡文書を閲覧し、支払事務の適切性について確認した。

⑧国及び社会保険診療報酬支払基金への償還金の支払事務について

平成 22 年度に国及び社会保険診療報酬支払基金から交付された交付額超過額の精算及び返還事務について、国及び同基金からの償還金連絡文書、支出決裁文書、支払命令書等を閲覧し、支払事務の適切性について確認した。

(2) 介護給付に係る事務の執行について

次に列挙する介護給付の事務執行に関して、平成 22 年度の決算額を確認して金額の異常性の有無を確認するとともに、給付実績の中から 1 件ないし数件を任意に抽出して、これらに

係る決裁文書、支出命令書、申込証等の関係書類を閲覧して事務執行の適正性について確認した。

2. 監査結果

(1) 介護保険総務事務の執行について

①介護保険事務の電算処理業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

②要介護認定業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

また、市の要介護認定一次判定に係る要介護認定調査（訪問調査）業務の委託料単価は施設入居者に対するものは2,300円/件（圏域の例は同額が多い）、在宅者に対するものは3,500円/件（圏域の例は、3,200円/件から3,500円/件）であり、相対的に妥当な水準であると判断する。

③要介護認定における一次判定と二次判定の結果の確認について

一次判定と二次判定の総数は12,934件で一致しており、一次判定対象案件が全て二次判定されたものと推定される。問題点はない。

④介護予防計画の立案業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑤介護保険に係る趣旨普及事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑥介護予防サービス給付費（現物給付）に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑦サービス事業者からの保険給付費の請求確認業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑧国及び社会保険診療報酬支払基金への償還金の支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

(2) 介護給付に係る事務の執行について

①居宅介護福祉用具購入費（償還給付）について

支給決定決裁文書、支出命令書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

②居宅介護住宅改修費（償還給付）

支給決定決裁文書、支出命令書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

③特定入居者介護サービス費

支給決定決裁文書、支出命令書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

④高額介護サービス費

支出負担行為書支給決定通知書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑤高額医療合算介護サービス費

支出負担行為書支給決定通知書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

Ⅲ. 介護保険料の徴収事務の執行について

1. 実施した監査手続

(1) 普通徴収の決定プロセスについて

普通徴収の決定プロセスの妥当性を検証するため、平成 22 年 6 月 30 日付の平成 22 年度の普通徴収賦課の決定プロセスを検討し、通知書発送の起案書の決裁状況及び各書類の数値の整合性を確認した。

(2) 日次の収納取引について

日次の収納取引の適切性を検証するため、金融機関窓口収納分について銀行あわせ集計表を収入日計表の金額が一致していることを確認するとともに、平成 22 年 9 月 1 日から 10 日間分について、収入日計表の決裁の適切性と合計額が収納日計表と一致しているか、確認した。

(3) 滞納に対する徴収事務について

催告書及び催告書発送手続については、催告書発送及び督促状発送に係る決裁手続が適切に行われているか検証した。また、電話・訪問催告等の妥当性を検証した。

(4) 不能欠損処理について

不能欠損処理の適切性を検証するため、平成 23 年 3 月 31 日起案・決裁の平成 22 年度介護保険料不能欠損処分について、起案書により決裁が適切に行われているか確認し、また、起案書記載の金額と添付書類の金額及び平成 22 年度不能欠損対象者一覧(年度納期別)の金額が一致しているか、確認した。

(5) 給付制限について

保険滞納者に対する給付制限の網羅性を検証するため、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日決裁の介護保険給付減額等通知(12 件) に関して、減額等の処分の決定が所定の手続を経ているか確かめるとともに、処分の妥当性、処分が適時に行われているか、確認した。

(6) 介護保険の減免について

減免対象者への調査・認定手続の妥当性を検証するため、平成 22 年度の介護保険料の減免について、減免額の決定プロセスが所定の手続を経て正確になされているか、確認した。

(7) 介護給付事務について

現物給付事務及び償還払い事務(高額介護サービス)の適切性を検証するため、平成 23 年 1 月審査分の介護給付費の支出について、決裁の適切性、各資料間の金額の整合性を確認した。

(8) 給付サービス事業者の指定事務について

給付サービス事業者(地域密着型)指定事務の適切性を検証するため、平成 22 年度の地域密着型サービス事業所の指定(全 6 件)について、指定申請書と付属書類の徴求の網羅性及び記載内容について確かめ、指定に係る決裁が適切に行われているか確認した。

(9) 介護認定審査会の運営状況について

介護認定審査会の運営の適切性を検証するため、平成 22 年 7 月 1 日の認定案件 71 件を抽出し、関係書類の整合性について確認した。

2. 監査結果

(1) 普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について (指摘事項 1)

保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す 2 つの方策を検討すべきである。

①滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること

介護福祉課職員の全員が滞納整理業務を担当しているが、各々の主たる業務は別であり、滞納整理業務は付随的な業務となっている。介護保険に関する事務量が年々増加する中、滞納整理業務に従事する時間は限られている。高齢者人口の増加による被保険者数の増加により、今後、さらに増加すると予想される介護保険料の滞納に対応するためには、回収のための専門スタッフの採用を検討すべきである。

なお、人件費に制約がある場合は、非常勤等での採用も視野に入れて、金融機関 OB 等の債権回収の経験者を採用することが効果的であると考えられる。

②滞納処分を実施すべきこと

介護保険法第 144 条の規定により、介護保険料についても滞納処分により保険料を徴収することが出来るが、市は事務処理に係る人的配置の制約等の理由により、滞納処分を実施していない。

しかし、保険料率の基準となる第4段階以上の所得区分に属する被保険者の滞納が、介護保険料全体の収納状況に金額的に大きな影響を与えている現状では、滞納処分を実施することが必要である。滞納処分の実施により、滞納している保険料の回収が進み、滞納処分の周知による牽制効果により保険料の収納率も上がるものと推定できる。

また、市民たる被保険者全体の介護保険料負担の公平性確保の観点からも、滞納処分を実施して保険料の納付を促進させることは有意義である。

収納担当部署等との連携を強化して、滞納処分事務を効率的に実施する措置を講ずるべきである。

(2) 介護認定審査会議事録の記載の不備について (指摘事項2)

要介護1の場合は介護認定審査会議事録に状態像(「認知機能の低下等」又は「不安定な状態」)を記載する必要があるが、介護認定審査会議事録に「要介護1」の状態像の記載の無いものが2件検出された。

規定に従った記載を徹底するべきであり、また、議事録作成者以外の者による点検等を実施するべきである。

(3) 介護認定審査会関係資料の整理・保管の不備について (指摘事項3)

介護認定審査におけるある一つの審査結果に係る介護認定審査会議事録に、別人の介護認定調査票が綴られていた。

審査会の事前送付資料は主治医意見書、介護認定調査票をシステムに読み込み紙に出力したものであるため、被保険者番号で整理されており取り違えは無かったとのことであり、審査会の審査判定に影響を与えるものではなかった。

ただし、資料の保管方法には問題がある。資料整理・保管時に点検等を実施するべきである。

3. 監査結果に添える意見

(1) 介護事業者指定における作成書類の改善 (意見事項1)

介護事業者指定業務の際に、所定の基準を満たしているかどうかを「地域密着型サービス指定基準に基づく審査結果」というチェックリストの作成により検討しているが、チェックリストに記載者名がない。事後の責任の所在を明らかにするためにも、担当者名の欄を設け、記録を残すことが望ましい。

IV. 地域支援事業の実施状況について

1. 実施した監査手続

(1) 地域支援事業に関する予算執行事務の適法性について

介護保険法施行令第37条の13は、地域支援事業費総額の上限を介護給付費見込額の3/100と定め、また、介護予防事業費の上限を介護給付費見込額の2/100、包括的支援事業費及び任

意事業費の合計額の上限を介護給付費見込額の2/100と、それぞれ定める。当該規定に則って平成22年度予算が編成され、また、決算額が当該規定に準拠したか、計算調べにより確認した。

(2) 地域支援事業の有効性について

盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画を閲覧し、また、必要に応じてヒアリングすることにより地域支援事業について有効性を検討した。

(3) 市の非常勤職員（ホームヘルパー等）の稼働状況について

非常勤職員であるヘルパーの人的資源活用が有効に行われていたかを検証するために、業務日誌を閲覧し、市が直接行う生活管理指導業務及び訪問介護業務に係る非常勤職員の稼働状況が効率的であったか、確認した。

2. 監査結果

(1) 地域支援事業に関する予算執行事務について

①平成22年度予算額の適切性について

平成22年度予算額は介護保険法施行令第37条の13に規定する上限の範囲に収まっており、適切な予算編成が行われている。

②平成22年度決算額の準拠性について

平成22年度決算額は介護保険法施行令第37条の13に規定する上限の範囲に収まっており、適法である。

(2) 地域支援事業の有効性について

①特定高齢者把握評価事業について（指摘事項4）

生活機能評価実施割合は平成21年度で26.1%であった。要支援及び要介護認定者が約1万人いることを考慮しても、高齢者数の3分の1程度の実施に留まっている。また、市町村国保に関する特定健康診査の全国平均受診率が平成20年度で30.9%と低いことを考慮すると、生活機能評価を特定健診等の実施と併せて行うだけでは生活機能評価実施割合の増加策として限界があると考えられる。そこで、特定健診等の実施に併せて実施する方法以外に生活機能評価の実施割合が増加する方策を検討する必要がある。

②家族介護慰労金支給事業について（指摘事項5）

支給対象者が年間数人であり、現行の支給対象は特定の介護者のみとなっている点、介護者全員に対するサービス提供の確保という観点から公平性を欠いていると考えられるため、当事業の廃止を検討すべきである。

③もりおか老人大学について（指摘事項6）

介護予防事業は、被保険者たる65歳以上の健診の結果、「要介護状態になる恐れあり」と判断される特定高齢者のうち、参加に同意したものに対しては介護予防プログラムを実

施し、一定期間後にその効果を測り、評価することになっている。また、特定高齢者ではない一般高齢者に対しては介護予防の普及・啓発事業を行って、自主的な介護予防活動を支援することを目的としていると考えられる。

介護予防事業「もりおか老人大学開催事業」の開催テーマの中には、市の介護予防事業との結びつきを明確に判別できないものが含まれる。当事業を介護保険料と国・県・市税でそれぞれ50%を執行財源とする介護保険予防事業として位置付けるには、講座テーマは介護予防事業の趣旨との整合性が明確である必要がある。一方、当事業は平成22年度年間延参加者が1万人以上の人気事業であり、高齢者福祉事業としての有効性が認められる。したがって、当事業は執行財源を一般財源として事業継続すべきものとする。

(3) 市の非常勤職員であるホームヘルパー（生活管理指導員及び訪問介護員）の稼働状況について（指摘事項7）

非常勤職員ホームヘルパー3名の平成22年6月及び12月の介護者宅での稼働時間は、1日当たり勤務時間6時間のうち、約1時間半から2時間強にとどまっており、介護者宅と市庁舎との移動時間や介護日誌の作成等に要する業務管理時間を考慮しても、極めて短時間であった。そして、これら3名は特異な業務内容を担当している等のことはなかった。

平成22年度を振り返ってみれば、業務量に対する適正要員を上回る非常勤職員ホームヘルパーを抱えたまま、効率的な稼働のための有効な方策を講じきれていなかったと考えられる。今後の非常勤職員の採用にあつては、より精緻な人員計画の策定に努めるべきである。

3. 監査結果に添える意見

(1) 特定高齢者通所型介護予防事業について（意見事項2）

特定高齢者数に対して当事業への参加割合は、平成21年度18.7%、平成22年度19.0%と低い状態が続いており、参加延べ人数も計画値に満たない状態が続いている。特定高齢者訪問型介護予防事業にあつても計画値と比較して参加人数が少ないことから、参加割合の低迷や参加延べ人数の計画値未達成の要因としては、交通手段等の問題のみならず、当事業の内容に魅力が少ないことも考えられる。より魅力を高める対策が望まれる。

(2) もりおか老人大学について（意見事項3）

将来加速すると想像される少子高齢化に伴い、市の財政は厳しい状態が持続すると予想される中、当事業の歳出は毎年度約7百万円である。一方、「もりおか老人大学開催事業」への参加延べ人数はここ数年増加傾向にあり、平成22年度は1万人を超えているので、参加1人当たり要する開催費用は平均で7百円弱と推計される。

したがって、参加の有料化が市民への多大な負担を強いるものとは考えにくく、有料化による当事業の民間移管も十分に可能と思われる。市としての当事業を将来、例えば社会福祉協議会や特定非営利法人等に移管することの可否を検討しておくことは、財政基盤の強化に資する手段を創出することに繋がるとと思われる。

V. 介護保険給付サービス以外の高齢者福祉の概要について

1. 実施した監査手続

上記各事業について関係書類を閲覧するとともに、必要に応じて市担当者にヒアリングを実施し、各事業の運営方法の適切性及び有効性について検討を加えた。また、補助金事業については関係書類を閲覧して、要綱、要領等への準拠性及び効率性・有効性の観点から補助金支給事務の適切性について確認した。

2. 監査結果

- (1) 老人福祉センターの運営に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は関係条例等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (2) 老人憩いの家、世代交流センターの運営に関して、運営問題点等は見当たらなかった。事務執行は関係条例等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (3) 軽費老人ホームの運営に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は関係条例等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (4) 老人クラブ活動促進事業に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は適切に行われていると判断する。
- (5) 補助金交付事業に関して、問題点等は見当たらなかった。補助金の交付事務は、交付要綱等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (6) 給付事業・支給事業に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は要綱等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (7) 各事業について、有効性に欠けると認識した事業はなかった。
- (8) 生きがい活動支援通所事業に係るインターネット情報の更新について（指摘事項8）
生きがい活動支援通所事業は、「盛岡市生きがい活動支援通所事業実施要綱」の第5において指定されるデイサービスセンターで行われていることが公表されている。
最新の平成23年3月24日告示第87号改正の同要綱は「ウェブもりおか」で閲覧できるが、インターネット検索機能で同要綱を検索すると、平成18年3月31日告示第244号改正の過去の同要綱がヒットし、最新と過去の2種類の同要綱が閲覧できる状態となっている。
インターネット公開用のデータは適時に更新して、情報管理する必要がある。

3. 監査結果に添える意見

(1) マッサージ等指導教室について（意見事項4）

マッサージ等指導教室は、広域型のA型施設のみで開催されている。平成22年度の開催状況は、開催日数240日中、愛宕山老人福祉センターで204日、外、3老人福祉センターで各12回開催

という実績であり、開催箇所が極端に偏っている。他の施設でも実施して市民全般に行き渡らせる体制が望まれる。

(2) 軽費老人ホームけやき荘の施設補強の要否検討について (意見事項5)

当老人ホームには平成23年7月22日時点で定員50名に対し、46名の入居者がいる。建物・設備に対する保守点検や補修、定期的な耐震検査を行っており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災でも建物に大きな毀損は生じなかったとのことではあるが、当ホームは築後50年近く経ち、老朽化が進んでいる。

入居者の平均年齢が80歳を超える施設であることから、自然災害等の非常事態に対する準備は用意周到に行っておくことが重要であると思われる。可及的速やかな耐震検査等の実施と、補強工事の要否についての慎重な検討が望まれる。

VI. 指定管理者の選定及び監督状況について

1. 実施した監査手続

- (1) 指定管理者に関し、公募の場合はその選定手続、非公募の場合はその審査手続について、関連する書類を閲覧することにより、実施状況を検討した。
- (2) モニタリングについて、その適切に実施されていたか検証するため、主として、盛岡市社会福祉事業団の管理運営業務に関する資料を閲覧し、必要に応じ担当者への質問を行ない、これを所管する高齢者支援室に係るモニタリングにつき実施状況等を検討した。
- (3) 施設の視察を実施した。
- (4) 管理業務の再委託契約について、高松老人憩いの家及び青山老人福祉センターをサンプルとして抽出し、現地にて契約書及び再委託先業者からの各種報告書を閲覧や質問等を実施して、平成22年度の実施状況を確認した。

2. 監査結果

(1) 指定管理者の選定及び審査の手続について

指定管理者の選定及び審査の手続は、各要領等の定めに従い適切に行われていることを確認した。

(2) モニタリングについて

①年度計画及び年次報告について

ア. 事業報告書の提出期限について (指摘事項9)

事業報告書の提出が平成23年9月6日に提出されており、遅いと言わざるをえない。指定管理者の会計報告を規定する他の制度なども勘案したうえで、条例にある「市

長が定める日」を具体的に基本協定等で定めるべきである。

イ. 事業報告書の検証について (指摘事項 10)

事業報告書の検証は、計画や協定書、仕様書で実施するとされている業務の履行状況を総括的に確認し、指定管理業務の収支状況及び指定管理者本体の財務状況を評価するうえで重要な手続であるため、その検証作業は検証項目を具体的に定め、事業報告書が提出されたあと適時に実施し、その記録を残して継続的、組織的な指定管理業務の評価及び改善に活かすことが必要である。

しかし、検証した証拠は残されておらず、公表もされていない。事業報告書の検証と公表を行うべきである。

② 実地調査について (指摘事項 11)

市は、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めることとしているが、平成 21 年度の施設修繕計画立案時での全施設巡回後は、運営状況の把握のための巡回は実施されていない。実地を調査及び点検することは、書類による報告の検証と相俟って、管理運営業務を理解・評価するうえで必要な手続と考える。実施に向け、頻度、調査点検項目及び記録方法等につき具体的に検討するべきである。

(3) 審査員の独立性確保のための対策の必要性について (指摘事項 12)

現行の「審査員設置方針」の独立性確保に関する定めには、申請者との役職員関係しか具体的に示されておらず、経済的な利害関係に関する定めがないため、申請者との一定以上の経済的な利害関係を有していないことを条件とする事項を織り込むように、規定の見直しを検討するべきである。

また、外観的独立性に抵触する利害関係を具体的に列挙したうえで、市職員が務める内部審査員を含む全審査員候補者に対し、その有無の記載と署名を依頼するチェックリスト形式の書面を使用すること等、外観的独立性を確保していることを疎明できる手段の創設を検討するべきである。

さらに、「審査員設置方針」は、公募における審査員についての規定という位置付けとなっているが、非公募の場合も独立性の確保は必要であることから、非公募における審査員についての規定の整備を検討するべきである。

(4) 業務の再委託について (指摘事項 13)

指定管理者は市施設の管理・運営を代行しているのであるから、管理・運営に係る再委託業務の実施報告書の提出の要否は基本的には指定管理者で判断すべきことではあるが、少なくとも保安関係等の重要事項については市が特定したうえで、指定管理者に対して再委託先からの実施報告書の提出を指導するべきである。

3. 監査結果に添える意見

(1) 指定管理者の指定方法について

① 非公募による指定について (意見事項 6)

市は、公募を原則とし、合理的な理由が認められる場合にのみ例外的に非公募を認めて

おり、19施設が非公募となっている。公募を行わない理由として合理的といえるかどうか、つまり非公募とすることが妥当かどうかについて、再検討が望まれる。

老人福祉センター等の指定管理者のケースでは、地区福祉推進会の事務局業務を行う必要があるにしても、その業務の実施者に代替性が無いとは考えられないことから、熱意のある団体に被指定の機会を提供することで、広く民間の経営ノウハウを活用し行政サービスの向上と効率化に資するものと考えられる。

また、公募により指定管理料の節減にもつながる可能性があると考えられる。

②公募による指定について（意見事項7）

軽費老人ホームけやき荘の指定管理者は公募のうえ指定されているが、施設の特性を勘案すれば、これを非公募とすることも検討に値すると思われる。

このような施設においては、管理運営者と利用者の深い信頼関係が不可欠であり、指定管理者交代が入所者に与える影響も少なくないと思われることから、指定管理者を非公募とすることに合理的な理由があると考えられる。

なお、けやき荘を非公募とした場合には、隣接する太田老人福祉センターについても、一体となった運営の必要性から非公募とすべきである。

(2) モニタリングについて

①市民や利用者の要望等の反映について（意見事項8）

市民からの要望等は指定管理者から3か月に一度報告を受けているが、要望等をまとめた記録はなく、要望等の公表はされていない。しかし、指定管理者からの報告事項が要望等の全てを網羅していない可能性を否定できないため、要望等に関する情報を市が自ら把握する仕組みづくりの検討が望まれる。

②月次報告の記載及び検証の内容について（意見事項9）

現行の月次報告の内容につき、仕様書に定められた業務の実施状況と指定管理者の自己評価を軸として、例えば以下のような事項を追加項目として検討することが望ましい。

○再委託業務の実施状況

市の資産に対する維持管理業務の状況を確認することは、運營業務の安全性確保という観点からも重要である。契約締結時の概要報告、再委託先からの報告内容などが考えられる。

○修繕の実施状況、備品等の購入状況

資産の保全状況の確認、資産の増加内容の把握及び資産購入の要否に関する適切性の確認のために有用である。

なお、指定管理者の月次報告業務が過度な負担増とならないよう、重要性を勘案のうえ市が検証項目を確定し、例えば、3か月又は6か月に一度、定期的に報告させる方式も考えられる。

Ⅶ. 高齢者福祉事業に係る外注契約（委託契約）について

1. 実施した監査手続

各契約の中から1契約について契約書を閲覧し、契約内容の合理性について確認した。

2. 監査結果

(1) 介護保険電算処理システムバッチ処理業務委託契約について（指摘事項14）

業者指定契約であり、特定の事業者を指定して契約を締結する方式であるため、競争性がなく、契約額の適正化を図る方策が十分ではない。現行の契約先である㈱アイシーエスとの契約に先立っては他社との相見積もりも行い、結果として同社との契約に至っているとのことであるが、他の地方公共団体の契約額や単価等に係る情報交換を行う等して、契約額の更なる適正化の保持に努めるべきである。

(2) 敬老バス運行业務委託契約について（指摘事項15）

契約内容について本来は、委託者である市としては契約内容を利用人数に適合した利用車両の実績及び運行回数実績に応じた委託料の支払とし、一方、委託先としてはコスト負担に応じた受託料を収受するというものが、双方にとって合理的な取引契約形態であると考えられることから、委託料の増額又は減額の変更の必要性が生じ得るのであれば、単価契約を採用し、利用車両や運行回数に応じた委託料を契約内容とするものに改めるべきである。

3. 監査結果に添える意見

家族介護リフレッシュ事業委託契約について（意見事項10）

平成22年度の事業開催実績は、実施回数3回、延利用者55人にとどまっている。決算額803,398円から換算すると、平均267,799円/回、14,607円/人の経費を要しており、多額との印象がある。延利用者数の増加策の立案・遂行による事業の促進が望まれる。

Ⅷ. 高齢者福祉施設内の資産管理について

1. 実施した監査手続

(1) 築川老人福祉センターの造成工事に関し、平成23年2月22日を入札日として実施された工事請負契約に係る一般競争入札について、公告、一般競争入札参加資格確認、予定価格決定及び入札書の入手、並びに落札者の決定の手続に係る書類を閲覧し、質問を実施した。

(2) 施設の視察を実施した。

(3) 以下の施設にて、現物と備品管理簿の突合、資料の閲覧及び質問を実施し、備品の管理状況を検討した。

○青山老人福祉センター

○高松老人憩いの家

2. 監査結果

(1) 築川老人福祉センターの造成工事に係る入札及び契約の妥当性について

入札及び契約の手続が適切に実施されていることを確認した。また、落札者との工事請負契約書を閲覧したが、その内容は適切であると判断する。

(2) 備品の管理について

① 備品台帳の整備状況について

高齢者福祉施設に関する部分の「財務会計システム」から出力される備品台帳を印刷したものを閲覧し、すべての施設の台帳が存在していることを確認した。備品台帳の整備状態は適切であると判断する。

② 備品管理簿の作成状況について

平成 22 年度末（平成 23 年 3 月 31 日）現在の備品管理簿が作成され、基本協定書に基づく市への報告がなされていることを、稟議書（写し）の閲覧により確かめた。また、平成 22 年度末（平成 23 年 3 月 31 日）現在の備品管理簿に平成 23 年度に入ってからの変動状況を加味したうえで現物との照合を実施した結果、備品管理簿に記載の備品すべてについて実在性を確認した。指定管理者が作成する備品管理簿は適切に作成されていると判断する。

③ 市の所管する備品台帳と指定管理者の作成する備品管理簿の間の齟齬について

（指摘事項 16）

一つの現物に対する備品台帳と備品管理簿の記載は一致していなければならないが、高松老人憩いの家の備品につき両者の記載内容を照合した結果、一部齟齬がみられた。台帳間での整合をとるべきである。

また、備品台帳と備品管理簿の二つの帳簿が必要なのかにつき、それぞれの帳簿の有する機能の観点から検討するべきである。現物は、これに対する一つの記録で管理可能であると推定できる。多数ある指定管理者制度導入施設の全てにおいて、現物と帳簿記録の整合性を確保する必要がある中、資産管理の効率性はその確実性に繋がると考えられ、可能であれば一つの帳簿の方が望ましい。

④ 実在備品の備品管理簿への記載の網羅性について （指摘事項 17）

高松老人憩いの家において、備品管理簿に記載される備品の全てについて現物を確認することができたが、実際に存在する現物が備品管理簿にすべて適切に記載されているか、つまり備品管理簿の網羅性については、「③」に記述のとおり、市の所管する備品台帳と指定管理者の作成する備品管理簿に齟齬がみられるため、心証は得られなかった。

青山老人福祉センターにあっては、市の備品台帳への登録が未済のものや所属が不明のものがみられた。備品台帳への現存資産の登録を徹底し、資産を網羅的に管理できるような態勢を整えるべきである。また所属が不明の上記備品については、現在使用しているのであれば、その使用状況に応じて所管を定め、必要に応じて備品管理簿及び備品台帳に記載する必要がある。地区活動センターに属する備品が老人福祉センターで使用されている、又はその逆のケースについて、それが常態と認められる場合には、所管換えを実施するこ

とも検討すべきである。

⑤備品整理票の現物への貼付の徹底について（指摘事項 18）

高松老人憩いの家において備品整理票の現物への貼付状況を確認したところ、全 49 品のうち 4 品につき貼付がなされていない。また、貼付はされているものの、古くなって印字が読み取りづらくなっているものも散見された。また、青山老人福祉センターにおいては、すべての現物への備品整理票の貼付状況を調査することはできなかったが、貼付がなされていないものや、古くなって印字が読み取りづらくなっているものが散見された。備品整理票の現物への貼り替えを徹底すべきである。

3. 監査結果に添える意見

(1) 高齢者福祉施設の利用状況及び整備方針について（意見事項 11）

65 歳以上人口及び高齢化率は急速に伸びており、少子高齢化の傾向が顕著に現れている一方で、施設の利用実績は横ばい傾向といえる。このような状況の中、市は老人福祉センターの整備事業を実施している。このうち築川地区では、平成 24 年 4 月に築川老人福祉センターが開設する予定で準備がすすめられている。B 型であるが、規模的には妥当と思われる。

一方、既存の施設の老朽化も目立ってきており、多額の維持費用が見込まれるところである。予算的制約がある中、いわゆるアセットマネジメントの早期導入による、長期的な視点からの施設整備計画の策定が望まれる。

(2) 土地及び建物の管理について（意見事項 12）

高齢者福祉施設に係るすべての土地及び建物につき帳票として出力した「財務会計システム」内の「公有財産管理」（財産台帳）を閲覧した結果、「評価額」の欄には、ほとんどの資産につき記載が無かった。市では、関係課で公有財産全体にわたる財産台帳の整備を進めているところとのことであり、早急な財産台帳の整備が望まれる。

IX. 指導監査、実地指導等の実施状況について

1. 実施した監査手続

保健福祉部作成の諸資料を閲覧するとともに、市担当者にヒアリングを実施して、指導監査又は実地指導等が対象である社会福祉法人、老人福祉施設及び地域密着型サービス事業者（以下、指導監査対象法人等という。）に対し、指導監査実施要綱、又は監査要綱若しくは指導要綱に準拠して行われているか、また、指導監査対象法人等に対してもれなくかつ有効的・効率的な頻度で行われているか、確認した。

2. 監査結果

(1) 社会福祉法人に対する指導監査について

文書指導・口頭指導事項に関する書類を閲覧等した結果、指導監査は指導監査実施要綱に準拠して行われており、実施結果としての文書指導及び口頭指導の内容は適切であると判断する。

また、市の指導監査対象である上の社会福祉法人に対しては、指導監査実施要綱に定められた監査の実施方法の規定どおり、万遍なく2年に1回の実地監査を行っており、適切な頻度で行われているものと判断する。

(2) 老人福祉施設に対する指導監査について

指導事項関係書類を閲覧した結果、指導事項は事業所管理全般にわたっている。指導監査は指導監査実施要綱に準拠して行われており、実施結果としての文書指導及び口頭指導の内容は適切であると判断する。

また、市の指導監査対象である上の社会福祉法人に対しては、指導監査実施要綱に定められた監査の実施方法の規定どおり、万遍なく2年に1回の実地監査を行っており、適切な頻度で行われているものと判断する。

(3) 指定地域密着型サービス事業者等に対する実地指導及び監査の実施状況

地域密着型サービス事業所に対する実地指導及び監査に関する書類を閲覧した結果、指導事項は事業所管理全般にわたっている。実地指導及び指導監査は監査要綱若しくは指導要綱に準拠して行われており、実施結果としての文書指導及び口頭指導の内容は適切であると判断する。

また、認知症対応型共同生活介護サービス事業所、認知症対応型通所介護サービス事業所、小規模多機能型居宅介護サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所については、2年に1回程度の実地指導又は監査が行われている。指導要綱では若しくは監査要綱に定められた監査の実施方法の規定に準拠して、適切な頻度で行われているものと判断する。

なお、この外の地域密着型サービス事業者である夜間対応型訪問介護サービス事業者等は市の管轄内にはなく、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業者等に対しては、前記の社会福祉法人又は老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

3. 監査結果に添える意見 (意見事項 13)

介護保険給付サービスを行う事業者・施設には老人福祉施設や地域密着型サービス事業所のほか、老人デイサービスセンター、介護支援センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があるが、これらについては平成23年度まで県による指導監査が行われてきたが、県からの権限移譲を受け、平成24年度から市による指導監査が行われることとなっている。

県からの権限移譲により、平成24年度からは介護保険事業の運営について、より健全かつ

円滑な指導監査の実施が期待できるが、指導監査対象となる施設数が 879 も増加する見込みであることから、指導監査要員を十分に補充することが必要であると思われる。

X. 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る基金について

1. 実施した監査手続

介護給付費準備基金の関連資料を閲覧し、積立額と取崩額、及び積立手続と取崩手続についての合規性を検討した。

2. 監査結果

介護給付費準備基金事務に係る合規性について、介護給付費準備基金の積立額と取崩額、及び積立手続と取崩手続は、盛岡市介護給付費準備基金条例に準拠していると判断する。

X I. 盛岡市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

1. 実施した監査手続

盛岡市総合計画実施計画（平成 23 年度～25 年度）及び盛岡市高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）を閲覧し、また、担当者への質問を実施して、その整合性を検討した。

2. 監査結果

盛岡市総合計画実施計画（平成 23 年度～25 年度）と盛岡市高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の内容は、整合していることを確認した。

以 上